

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、介護保険の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険の給付に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③資格・給付における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収に伴う給付制限
③システムの名称	・Acrocity介護保険 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長寿介護課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長寿介護課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹システムにアクセス出来る職員は、IDとパスワードで厳重に管理されている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-③システム名称	・Acrocity介護保険 ・中間サーバー	・Acrocity介護保険 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成29年4月1日	I-5-①部署	健康長寿課	長寿介護課	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	健康長寿課長 吉加江 光洋	長寿介護課長 大塚 慎一	事後	
平成29年4月1日	I-7請求先	健康長寿課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0992-23-1311	長寿介護課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0992-23-1311	事後	
平成29年4月1日	I-7連絡先	健康長寿課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0992-23-1311	長寿介護課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0992-23-1311	事後	
平成29年4月1日	II-1 対象者数 いつ時点の 計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職	長寿介護課 大塚 慎一	課長	事後	記載事項修正
令和1年6月26日	リスク対策		新様式へ変更(Ⅳリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和4年1月17日	全体				評価の再実施
令和7年8月29日	I-3 法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律」(番号法)第 9条第1項及び別表第一の68の項 ・「行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令」第50条	番号法別表100の項	事後	
令和7年8月29日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付 等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、 26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、 87、90、93、94、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給 付」が含まれる項(93、94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30 条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (命令における情報照会の根拠) 第46条、第47条	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 131、132の項 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、 83、 86、87、108、115、125、128、132、144、161の 項	事後	
令和7年8月29日	II-1 対象者数 いつ時点の 計数か	令和4年1月17日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年1月17日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	II-1 対象人数	3)1万人以上10万人未満	2)1,000人以上1万人未満	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	